

日本精神分析協会 倫理規程

《目次》

第1部：範囲と資格

第2部：日本精神分析協会の倫理原則

第3部：すべての「日本精神分析協会に登録された者」に対する倫理規程

第4部：履行

　A　手続き

　B　倫理に係る問い合わせ及び苦情への日本精神分析協会の対応手続き

《第1部：範囲と資格》

1-1：適用

本規程は、下記の a) から d) に適用するが、b) から d) に掲げた人々は次項以下「日本精神分析協会に登録された者」の表記により一括する。

- a) 日本精神分析協会
- b) 日本精神分析協会の会員、名誉会員（これらの者は IPA（以下 International Psychoanalytical Association をこのように略記）認定精神分析家である）。
- c) 日本精神分析協会が認めた、精神分析的精神療法家。
- d) 日本精神分析協会が認めた、候補生および研修生。なお訓練分析を受けている候補生および訓練精神療法（以下、訓練精神分析的精神療法をこのように略記する）を受けている研修生は、他の患者（以下、精神分析や精神分析的精神療法を受けている者を、このように総称する）と同様の権利を有する。

1-2：範囲

本規程は倫理的な事項のみを扱うこととし、本協会における訓練、資格等に関するその他の規準はそれぞれの該当部分に明記される。

1-3：将来における変更

日本精神分析協会は、必要に応じて、あるいは IPA の勧告に基づいて、本規程を隨時修正又は増補することができる。

1-4：児童及び青年期

本規程は、児童及び青年期の精神分析を含むすべての精神分析的精神療法に適用されるが、すべての状況に適用できない規程も存在する（たとえば、状況によっては、親もしくは保護者患者の代わりに、料金などに係る問題について話し合う必要がある）。日本精神分析協会の倫理委員会は、児童及び青年期の精神分析や精神分析的精神療法に特化した手引きをいずれ作成する予定であるが、それまでは本規程が適用されるものの、適用免除が明確に正当化される特定の状況によってはこの限りではない。

1-5：IPA 加盟組織として日本精神分析協会が有する第一次的な権限

本協会は IPA 加盟組織であるが、本協会自体ならびに「日本精神分析協会に登録された者」についての倫理に係る苦情及び問い合わせのすべてに対して第一次的な権限を有するものとする。

1－6：IPA の裁量権

IPA から、その Ethics code 中の PART I の第 7 項に記されている IPA の裁量権 (discretion) を主張された場合、日本精神分析協会は、倫理委員会、運営委員会において、その妥当性を精査、検討し、受け入れるか、条件付きで受け入れるか、拒否するかなどを判断する。

1－7：苦情と問い合わせ

- a) 苦情とは、「日本精神分析協会」あるいは「日本精神分析協会に登録された者」の専門的行為ないしはそれらの怠慢に対して、異議を申し立てることをいう。
- b) 問い合わせとは、日本精神分析協会の倫理規程の解釈、又は倫理規程の適正な実施もしくは適用に関する助言的意見を求めるることをいう。

1－8：誰が問い合わせや苦情を起こせるのか？

「日本精神分析協会に登録された者」もしくはその家族、あるいは関係する患者もしくはその家族は、日本精神分析協会の検討対象になるような苦情または問い合わせを起こすことができる。

《第 2 部：日本精神分析協会の倫理原則 (Ethical Principles)》

2－1：倫理水準(Ethical Standards)を維持する一般的義務

日本精神分析協会は、本協会により行われるあらゆる訓練及びその他の活動に対して、またすべての「日本精神分析協会に登録された者」に対して、高い倫理的及び専門的な水準を保持させるための合理的な措置を講じるものとし、他方「日本精神分析協会に登録された者」はこれらを遵守する義務を負う。

2－2：倫理規程(Code of Ethics)及び苦情申立手続き

- a) 倫理規程：

日本精神分析協会は、下記のような倫理規程を定め、維持し、関係者に利用可能なものとするが、本規程は (i) IPA の規程 (2015 年 3 月 1 日発行の Ethics code) が定める最小限の基準を満たし、(ii) 日本精神分析協会の権限の下で訓練を受け資格認定され、活動している「日本精神分析協会に登録された者」の倫理違反が疑われる、もしくは明白な、行動または実践についての、特定並びに対処を定めるものとする。

- b) 手続き：

日本精神分析協会はその倫理規程において、倫理的指導もしくは裁定の要請、並びに苦情を受理し、聴取し、それらをめぐる決定を下すための手続き（期限を含む）を定めるものとする（第 4 部に詳述）。

c) 不服申立：本倫理規程中に異議申立手続きを定める。

《第3部：すべての「日本精神分析協会に登録された者」に対する倫理規程 (Ethical Code)》

3-1：人権

「日本精神分析協会に登録された者」は、世界人権宣言及び日本国憲法、IPA の差別禁止方針が定める個人の基本的人権に対する侵害に関与したり、かかる侵害を促進したりしてはならない。

3-2：金銭的取り決め及び面接構造の同意

すべての費用及びその他の金銭的取り決め、ならびに面接頻度、一回の時間、様式の設定あるいはそれらの変更については、インフォームド・コンセントの精神に基づいて、精神分析、訓練分析、精神分析的精神療法、訓練精神療法、あるいはスーパービジョンなどの開始前に、また料金その他の構造が改定される場合はその改定前に、患者、あるいは候補生や研修生などの訓練を受ける者にすべて明らかにし、その承諾を得なければならず、「日本精神分析協会に登録された者」とその患者、あるいは訓練を受ける者との間にその他のいかなる金銭的取引も行われてはならない。

3-3：専門的かつ一般的な誠実さ

- a) 守秘義務は、精神分析を含む臨床実践の基本の一つであるので、精神分析家は、患者あるいは担当する訓練を受けている者に係る情報や文書の秘密性を守らなければならない。ここでいう情報や文書には、患者、担当する訓練を受けている者以外についての情報や文書、すなわち総会、スーパービジョン、症例検討会、学会などで知り得たものも含まれる。同様の守秘義務は「日本精神分析協会に登録された者」すべてに求められる。
- b) 「日本精神分析協会に登録された者」は、その専門上の名誉を傷つけるような如何なる行動もしてはならない。
- c) 「日本精神分析協会に登録された者」は、協会に登録された者を含む個人あるいは組織の評判を傷つけることをしてはならない。
- d) 「日本精神分析協会に登録された者」は、患者ならびに同業の者たちに対して誠実でなければならず、詐欺、虚偽又は強制といった誤った行為に他人を導いたり、自ら携わってはならない。
- e) スーパービジョン、症例検討会、学会あるいは学術誌への報告はそこで専門的討議を経て、患者の利益となる可能性があるとともに、治療者の能力の向上さらに学問の発達に寄与するものであるのですすめられるべきものである。報告の際には、症例としての患者が特定されないよう特段の配慮がなされるべきであるし、当事者である本人の同意をうる努力がなされることがすすめられる。
- f) 患者あるいは候補生・研修生に精神疾患及び身体疾患や社会的問題が予想される

事態が生じた場合には患者あるいは候補生・研修生の了解を得た上で専門家との相談をする、あるいは患者あるいは候補生・研修生に専門家との相談をすすめる、などをしなければならない。

- g) 倫理上の判断をすることあるいは判断にもとづいて行動することが困難な事態を経験した場合には協会会員に相談することが求められる。
- h) 「日本精神分析協会に登録された者」は如何なる理由にせよ非合法的依頼に応じてはならない。

3-4：力の濫用

- a) 精神分析家は、精神分析の途中及び終了後に、自分自身と患者との間に存在する力関係の差に十分に配慮しなければならず、患者又は元患者の自主性に反するような形で行動してはならない。このことは、精神分析的精神療法、訓練分析、訓練精神療法、訓練を受けている者による精神分析療法もしくは精神分析的精神療法、あるいはスーパービジョンを含む訓練においても同様である。
- b) 患者の精神分析家との精神分析治療は任意であり、患者はいつでも治療を中止したり、その他の治療や助言を求めることができる。このことは、精神分析的精神療法、訓練分析、訓練精神療法においても同様である。
- c) 精神分析の終了は、通常、精神分析家と患者相互の同意がなければならないし、精神分析家が治療の中止を決断する場合、治療の必要性及び利用可能な別の治療先情報に関する患者の合理的な要求に留意しなければならない。このことは精神分析的精神療法、訓練分析、訓練精神療法、訓練を受けている者による精神分析療法もしくは精神分析的精神療法、あるいはスーパービジョンを含む訓練においても同様である。ただし以上のこととは訓練分析ならびに訓練精神療法の終了の時期の判断が訓練分析家に委ねられている点とは矛盾しない。
- d) 「日本精神分析協会に登録された者」は、患者、又は「日本精神分析協会に登録された者」等の助力や情報で経済的あるいは社会的地位の利益を得るようなことがあってはならない。また、何かを強要するために、専門上の又は組織上の地位を利用してはならないし、そうした目的から機密情報を利用することも許されない。
- e) 「日本精神分析協会に登録された者」は、精神分析において、決められた治療時間外で患者と社交的交際をしたり、患者との性的関係を求めたり、持ったりすることがあってはならない。このことは、精神分析的精神療法、訓練分析、訓練精神分析、訓練を受けている者による精神分析療法もしくは精神分析的精神療法、さらにスーパービジョンを含む訓練においても同様である。

3-5：水準の維持、専門的能力の損減及び疾病

- a) 「日本精神分析協会に登録された者」は、専門家としての能力の進展に継続的に取り組まなければならず、同業の者と適切なレベルの接触を維持しなければならぬ

い。これは、専門的実践における適正な水準並びに関連する専門的で科学的な発展に関する最新の知識を維持するためである。

- b) 精神分析治療に携わるものは自身の健康管理に努めねばならない。
- c) 精神分析家が訓練分析あるいは訓練精神療法において倫理的な問題を起こした場合（例えばそれによって訓練分析あるいは訓練精神療法が破綻した場合、あるいは被害者側の責任や過失がないにもかかわらず、訓練分析あるいは訓練精神療法中に虐待が起きた場合など）、通常はその精神分析家に新たな精神分析が必要とされる。
- d) 「日本精神分析協会に登録された者」は、自分以外の「日本精神分析協会に登録された者」が倫理規程に反する形で行動している証拠を見つけた場合に、日本精神分析協会の倫理委員会に報告する責務がある。倫理委員会はこれを審議し、関係者に苦情申立や問い合わせを行うことを勧める、運営委員会に報告する、などの対応を検討する。
- e) 精神分析家ならびに精神分析的精療法家は自らの業務遂行能力に確信が持てない場合には先輩や同僚に助言を求める責務があり、また専門上の義務を履行する者の能力が損なわれているように見える場合には当該の者にその旨を知らせて支援する責務があり、さらに当該の者に、その専門的能力に重大な懸念がありながら対処の意思がない場合には運営委員会に報告しなければならない。
- f) 「日本精神分析協会に登録された者」は、患者や候補生、研修生の秘密厳守に十分に配慮しながら、自らの死亡時や治療や訓練を実施できなくなった場合に、治療あるいは訓練継続のための選択肢を含めて各患者等に通知が届くよう準備しておかなければならぬ。

《第4部：履行》

〈4-A：手続き〉

4-A1：問い合わせないし苦情の提出

日本精神分析協会に対する苦情申立ないし問い合わせは、次の要件を満たしていなければならないが、この提出先は倫理委員会とする。

- a) 文書をもって提出すること。
- b) 文書提出にあたっては、これを提出する者が署名（複数者の場合は連署の上、提出責任者を定める）すること。
- c) 文書は「倫理委員長宛」と明記した封筒に入れ、日本精神分析協会事務局に配達証明付きの郵便又は宅配サービスにより届けること。
- d) 苦情申立の場合、上記文書の写しを各「被申立人」にも送ることとするが、ここで「被申立人」とは、その行為に倫理違反の疑いがあると申し立てられている「日本精神分析協会に登録された者」個人又は「日本精神分析協会」をいう。

- e) 苦情申立の場合、上記文書の提出にあたって、必要な場合には、被申立人が「日本精神分析協会に登録された者」である事実の確認を、協会事務局から取らなければならない。

4-A2：倫理委員会の設置と措置

- a) 倫理委員会は運営委員会の委託した5名の委員で構成され、委員の互選により委員長、副委員長を選出する。委員長は委員会を統括し、委員長に事故ある場合、副委員長がその責務を代行する。
- b) 倫理委員の任期は本協会の他の委員・役職の任期に準じるが、倫理に関わる特定の問題を審議している場合には結論が出るまでとする。
- c) 倫理委員会は、同委員会宛てに提出された倫理に係る問い合わせ書と苦情申立書を受領し、可及的速やかに審査を開始し、同委員会が何らかの措置を提案する場合には、その授権された範囲内で当該措置を講じ運営委員会に報告するか、又は運営委員会に勧告を行うものとする。
- d) 苦情申立の受付は過去10年以内の問題とする。
- e) 倫理委員会の会議成立には委員の過半数の出席を必要とする。また委員会は、措置等の決定に十分な論議を尽くし、多数決による決定を出来るだけ避けるように期待されるが、止むを得ず多数決による場合は委員長を含むものとする。

4-A3：利益相反

- a) 倫理に係る問い合わせや苦情に関連して、家族関係、専門上又は経済面等において利益相反のある運営委員又は倫理委員は、倫理委員長に対して利益相反の事実を速やかに文書をもって申し出なければならず、当該事案の審査ならびに措置に関与してはならない。
- b) 倫理委員長は、上記a)の事態が生じた場合（この申し出を行った者は匿名としたままであっても良い）、当該の問い合わせや苦情申立に限る補充倫理委員の推薦、選出を運営委員会に要請することができる。

4-A4：加盟組織としての IPAへの通知

日本精神分析協会が倫理上の理由により会員あるいは名誉会員（以下、本条・4-A4に限り会員と呼ぶ）を永久追放、あるいは名簿から除名し、もしくは1年以上の資格停止に処する場合、日本精神分析協会は当該会員の名前、倫理規程違反の性質及び処分について30日以内にIPA倫理委員会の委員長及びIPA専務理事宛に文書で通知しなければならないが、併せて会員の名前を含むこれらの情報が、IPAニュースレター又はその他の然るべき手段を通じてIPAの加盟組織及び会員に伝達されることを了承している。

4-A5：倫理規程上の守秘義務

倫理規程違反を訴えるすべての苦情申立は、秘密厳守の下に処理されなければならないので、職務上、機密情報に内密に関与することが求められる倫理委員会及びその他の

委員会及び運営委員会の委員は、守秘義務を有するし、かかる守秘義務は役職の任期が終了した後も続くものとする。

4-A6：期限

本手続きにおける相互連絡、通知、回答及び措置等は、合理的な迅速さでもって行われなければならない。運営委員会、倫理委員会、場合によってその他の委員会の委員は、必要な場合、特定の問い合わせ又は苦情申立の事実及び条件に照らして、回答等の提出に期限を定めなければならない。例外的な状況を除き、苦情に対処するためのすべての手続きは、正式な苦情申立書の受理後1年以内に完了しなければならない。他方例外的な状況を除き、いかなる不服申立も元々の苦情申立に対する結果が通知されてから6カ月以内に提出されねばならない。

4-A7：苦情の取り下げ

苦情が日本精神分析協会の倫理委員会に正式に提出された後は、苦情申立人は倫理委員会の明確な同意なく、それを取り下げるることはできないものとし、苦情申立人が申立を撤回した場合、あるいは退会した場合でも、当該委員会はその裁量で引き続き苦情を聴取し、審理することができる。

〈4-B：倫理に係る問い合わせ及び苦情への日本精神分析協会の対応手続き〉

4-B1：日本精神分析協会における受理と承認

日本精神分析協会事務局は、問い合わせ書又は苦情申立書（上記の第1部8、第4部A1を参照）を受領した後、受理を承認し、問い合わせ書や苦情申立書の写しを日本精神分析協会倫理委員長宛に転送するものとするが、この際原本は日本精神分析協会事務局で機密保管する。

4-B2：倫理委員会の受理審査

倫理委員長は、問い合わせ書や苦情申立書の写しを各倫理委員に送付して予め情報を共有した後、倫理委員会会議において事案の状況と重大性について協議し、同会議に出席した委員の単純過半数をもって下記B3に記載されている裁量行動の一つを共同で実施する。この際の倫理委員会会議は委員長を含む過半数で成立するものとし、電子媒体による会議も可能とする。

4-B3：倫理委員会の措置

倫理委員会は、倫理関連の苦情申立書や問い合わせ書の受理審査を経て、以下の対応を講じることができる。

- a) 問い合わせや苦情が、問い合わせないし苦情の提出の要件を満たしていないことを申立人又は申立提出責任者に対して通知する。
- b) さらなる事実調査（以下のB5の手順を参照）を行い、倫理委員会内の手順を確認し、申立人又は申立提出責任者と会長に通知し、十分な審査を行う。
- c) 下記B6に従って、当該措置の勧告を運営委員会に、当該措置の報告を訓練委員

会に、それぞれ提出する。

4－B 4：法律顧問

倫理委員会、会長又は運営委員会が専門家による助言が望ましい、あるいは必要であるとみなした場合、日本精神分析協会の法律顧問、ないし必要な専門家等に相談することができる。

4－B 5：事実調査手続き

倫理委員会は、事実調査として、申立人、被申立人から事情聴取を行う。また、必要に応じて証人、あるいは参考人の意見を聴取することができる。この事実調査に関する一般的基準を以下に列挙する。

- a) 各被申立人は、自らへの苦情について知らされ、合理的な反論の機会を与えられるものとする。
- b) すべての被申立人と申立人の記録及び身元情報の秘密は厳守されるものとする。
- c) 倫理委員会は一人以上の委員を指名し、その指名された委員に委員会を代表して正式な調査を行わせる。指名された委員は事案を整理し、被申立人に提示して全てに回答を求めたうえで、調査結果の概略を記した正式な報告書を倫理委員会に提出する。
- d) 特別な事情がある場合は、倫理委員会は自らの裁量で情報の収集や反対意見聴取のための聴聞会を開くことができ、また当該理由があれば、上記4－B 4に基づいて専門家の助言を得ることができる。
- e) 関連する事実は、許された予算の範囲内で、可能な限り迅速かつ費用対効果の高い方法で収集されなければならない。
- f) 倫理委員会は必要であれば、個別の問題や事案を、倫理委員会外の一人以上の事実調査者又は小委員会に委任することができる。

4－B 6：日本精神分析協会の措置

倫理委員会は運営委員会に対して以下のような、苦情申立に対する措置の勧告、あるいは問い合わせへの対応に関する提言をすることができる。ただし下記「日本精神分析協会に登録された者」のうち候補生ならびに研修生に関しては、4－B 5に定めた調査手続きによる結果を訓練委員会に報告し、以後、同委員会の対応に委ねることとする。

- a) 「日本精神分析協会に登録された者」に対する苦情への措置
 - (i) 苦情の却下（再申立可能）
手続き上の瑕疵があるために、現状では裁決が下せない場合である。本措置では、同じ苦情に関する今後の手続きを同じ料金で認める。
 - (ii) 無責
重大な倫理違反行為の事実が立証されなければ、有責とは判断されない。
 - (iii) 戒告
倫理規程違反ではあるが、その程度が重くなく、情状によって資格停止や除

名、追放の処分が必要ないとされる場合。

(iv) 協会の会員資格あるいは協会への登録の一定期間にわたる停止

そのような措置は会員資格停止日から 3 年を超えない範囲で指定された期間にわたり続けられる。

(v) 名簿からの除名

日本精神分析協会への新たな入会申請は除名日から 5 年間は受理されない。

(vi) 永久追放

b) 助言

場合によっては、申立られた行為に対して、倫理委員会は倫理的懸念を表明し、さらなる相談をすること、教育やスーパービジョンを受けること、その他的是正措置を助言することができる。

c) 問い合わせへの対応

(i) 諮問意見

日本精神分析協会倫理規程の一つ又は複数を、実際の事実または仮説の事実に適応し、提言する。

(ii) 倫理規程の説明

日本精神分析協会倫理規程を文書をもって説明することを提言する。

(iii) 倫理規程又は手続きの修正

修正は日本精神分析協会運営委員会および総会によって採択されなければならない。運営委員会での議決には出席した委員の 3 分の 2 以上の賛成を、総会での議決には出席した会員の 4 分の 3 以上(委任状を含める)の賛成を、それぞれ得る必要がある。

d) 運営委員会による追認、総会での報告、決定ならびに差し戻し要求

運営委員会は、倫理委員会から提出された勧告について追認のための審議を行い、追認した場合は、申立人又は申立提出責任者、被申立人にその旨通知する。申立人又は申立提出責任者、被申立人には通知のあった日から 6 ヶ月間、下記 4-B7 の通り、不服申立の機会が与えられる。不服申立が却下された場合、あるいは不服申立がなかった場合、運営委員会は、戒告ならびに資格・登録停止の場合はその結果を総会に報告し、除名あるいは永久追放の場合は総会に諮らなければならぬ。運営委員会での議決には出席した委員の 3 分の 2 以上の賛成を、総会での議決には出席した会員の 4 分の 3 以上(委任状を含める)の賛成を、それぞれ得る必要がある。一方、審査や調査をより深化させる必要があると判断した場合は、運営委員会は倫理委員会に差し戻すことをもってその業務遂行を求めることができる。

4-B7 : 不服申立

倫理委員会の勧告に基づく措置又は不措置に対する不服申立は、運営委員会に対して

提出されなければならない。運営委員会は、当該不服申立を却下することも、受理して再調査を指示するなどの適切な措置を講じることもできる。運営委員会での議決には出席した委員の 3 分の 2 以上の賛成を得る必要がある。不服申立は当初の決定が関係者に通知された日から 6 ヶ月以内に運営委員会に提出されなければならない。

4-B 8 : 公表

日本精神分析協会は、運営委員会がその裁量で、公表を制限、又は保留する特別な理由を認める場合を除き、問い合わせへの対応、及び、苦情申立への措置を、「日本精神分析協会に登録された者」に対して、総会ならびに臨時総会などの機会、あるいは年報、又はそれに類した刊行物等を通じて、通知しなければならない。

4-B 9 : 費用

苦情申立人や「日本精神分析協会に登録された者」が、日本精神分析協会に対する倫理事案の提起、弁護又は追求において、要求された情報の隠蔽や改竄など、悪意で行動したことが認められた場合、運営委員会は日本精神分析協会及びその他の当事者が負担した費用を当該違反者に対して請求することができる。

2015 年 12 月 13 日改定。

2019 年 6 月 9 日改定。

2024 年 12 月 1 日改定。

本改定倫理規程は、2025 年 12 月に東京で開かれた日本精神分析協会総会で採択され、2025 年 12 月 7 日に発効した。

本改定倫理規程発効日以前に起こった倫理規約もしくは倫理規程違反について本改定倫理規程発行後に苦情申立が為された場合は、倫理違反があるか否かの評価は当該事案発生時の倫理規約もしくは倫理規程に基づき行われ、当該事案の調査審理手続き（「履行」）は本改定倫理規程第 4 部に定めるところにより行われる。

なお、前倫理規程（発効日 2024 年 12 月 1 日）発効後に為された苦情申し立てについては、前倫理規程 4-B 5 c) に明らかな誤記があったので、本改定倫理規程 4-B 5 c) を適用する。